

証券コード 7515

2026年5月12日

株 主 各 位

香川県高松市国分寺町国分367番地1

株式会社 **マルヨシセンター**

代表取締役社長 COO兼CFO 加藤 宏道

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://ww2.maruyoshi-center.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、トップページより「投資家の皆さまへ」を選択いただき、「第66期 株主総会情報」欄がございます「第66期株主総会招集通知」をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マルヨシセンター」または「コード」に当社証券コード「7515」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 香川県高松市国分寺町新名430番地
朝日段ボールホール国分寺（旧高松国分寺ホール）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
なお、会場名が変更になっていますが、昨年と同じ場所
です。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第66期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ご来場の際のマスクの着用は、株主の皆様にてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は節電への取り組みとして、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第66期（2025年3月1日から 2026年2月28日まで）事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）におけるわが国の経済は、インバウンド需要や企業の堅調な設備投資等により一部では回復の兆しが見られますが、米国の関税政策による世界情勢への影響など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

個人消費につきましては、消費支出は増加の兆しがあるものの、継続する物価上昇の影響で依然として消費マインドは低調に推移しております。

小売業界におきましても、物価上昇による将来への不安による購買意欲の低下、労働需要の逼迫に伴う人件費関連コストの増加、エネルギー価格の高騰に伴う光熱費や運賃等の経費の増加など、業界を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しております。

このような状況の中、当社では、「個店の力／競争力」を引き上げることによる各地域でのシェア拡大を経営戦略とし、その目的達成のために、更なる「マルヨシクオリティ」の向上を目指し、これまでの「お客様中心」の接客サービスの強化や「健康とおいしさ」をキーワードとした生鮮商品の差別化、「味Gメン」による味と品質のチェックの施策の継続に加え、お客様が「必要な時に」「必要なものが」「必要な数量」揃う時間帯別売場管理（売場の機能的価値）を基本としたうえで、ビジュアルに優れた売場、こだわり品の提案、POPを使った商品の情報提供やデジタルサイネージを活用した食材のおいしさが伝わる映像や食べ方提案動画の発信を行い、お客様の感情に訴える売場作り（売場の情緒的価値）を打ち出すことで、よりお客様に満足かつ楽しんでいただける店舗作りを進めております。また、各地域や店舗の特性に対応するための経営マネジメント改革として、販売促進を含む営業戦略と経費管理を店長が計画する「店長による店舗経営

管理体制」を一部店舗から導入しました。このような施策により、商品力／売場力／接客力の総合的な面で「マルヨシクオリティ」をもう一段階引き上げる取り組みを行っております。これら施策を強力に取り入れた四国戦略の第一号店として三加茂店（徳島県三好郡）を2024年11月に改装オープンし、当初の計画を上回り好調に推移しております。さらに四国戦略を推し進める第二号店として椿店（愛媛県松山市）を2025年7月4日に改装オープンいたしました。一方で、2025年3月31日に賃貸借契約の満了に伴い片原町店（香川県高松市）を閉店いたしました。

また、製造商品の選択と集中による製造効率の向上および新しい製造機器への投資による生産性の引上げの取り組みを継続するとともに、2024年6月より本格稼働となった㈱イズミとのシステム、仕入、物流の統合により、仕入れ原価の低減、効率化によるコスト削減、物流体制の整備を実現し、利益拡大を図るとともにお客様へのサービス品質を高めてまいります。

一方、継続する電力料金の高騰への対応として、昨年度に引き続き、計画的な冷蔵庫の入れ替えなど積極的な省エネ投資による電気使用量の削減を進めます。また、最低賃金の引上げに伴うパート時給のアップや困窮する人員確保を背景とした人件費の増加については、優先順位を強く意識した業務の選択による作業改善、作業シフトの見直しによる必要な人員を必要な時間帯に配置することで生産性の改善を図り、人員不足への対応と一人当たりの荒利高の引上げを目指します。

このような取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は407億54百万円（前期比2.5%増）、営業利益は3億39百万円（前期比155.8%増）、経常利益は3億23百万円（前期比122.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億31百万円（前期比851.7%増）となりました。

企業集団の事業別売上状況

		売上高 (百万円)	構成比率 (%)	前期比増減率 (%)
	食品	38,997	95.7	2.8
	雑貨	1,658	4.1	△4.0
小売事業		40,655	99.8	2.5
その他		99	0.2	1.6
計		40,754	100.0	2.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に行った設備投資総額は、4億17百万円ですが、この資金については一部を借入金で充ちいたしました。

(小売事業)

当連結会計年度中の主な改装

2025年7月 マルヨシセンター椿店 愛媛県松山市 3億1百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、事業資金に充当するために金融機関から9億50百万円の資金調達を行いました。

④ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社を取り巻く外部環境はなお厳しく、緩やかな経済回復が予想される一方で人口減少や実質所得の縮小、節約志向などによる個人消費の伸び悩みなど、引き続き予断を許さない状況であります。また、米国の関税政策の影響、米中対立の動向、中東情勢やロシア・ウクライナ戦争など地政学リスクと、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われれます。

このような環境のもと、当社では引き続き「マルヨシクオリティ」の追求を方針とし、「健康とおいしさ」をキーワードに、生鮮の魅力度向上、「味Gメン」による味と品質チェックも継続し、お客様が「必要な時に」「必要なものが」「必要な数量」揃った時間帯別の売場管理を徹底していくとともに、単にマニユア

ル化された「サービス」ではなく、さらに一歩進んだ「ホスピタリティ」を意識した接客サービスを目指し、より深い「お客様中心」のサービス構築を図ります。このような取り組みを通して、より多くの店舗で地域一番店を目指します。

当社オリジナル商品につきましても、子会社の㈱フレッシュデポの製造ラインを見直し、商品の選択と集中による製造効率の向上および品質の引上げを目指します。また、積極的な採用や教育、能力に応じた給与体系の構築など積極的な人的投資を行うことで人材活用の活性化を図ります。一方で深刻な人手不足による採用競争の激化、最低賃金の引上げ、物価上昇に伴う賃上げなどによる人件費の増加については、四国戦略の第一号店である三加茂店の人時生産性の改善事例を参考に各店舗の教育を行い、管理職のみならず若手社員のスキルアップに努め、一人ひとりの能力を底上げすることで人員不足への対応と一人当たりの荒利高の引上げを目指します。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

	第63期 2022年度	第64期 2023年度	第65期 2024年度	第66期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高	37,238	38,341	39,766	40,754
経常利益	264	397	145	323
親会社株主に帰属する 当期純利益	142	135	13	131
1株当たり当期純利益	153円37銭	145円72銭	14円76銭	140円46銭
純資産	3,067	3,255	3,232	3,534
総資産	16,148	16,195	16,199	16,636

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式を控除した株式数）に基づいて算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主な事業内容
株式会社フレッシュデポ	50	100.0	食品製造業
株式会社レックス	360	70.0	物流センター運営業

(4) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、子会社2社、関連会社1社で構成され、小売事業等の事業活動を展開しております。

(5) 主要な事業所 (2026年2月28日現在)

本 社 香川県高松市国分寺町国分367番地 1
本 部 香川県高松市国分寺町国分367番地 1
小売事業 当社スーパーマーケット店舗 マルヨシセンター
一茜町店他香川県、徳島県、愛媛県、兵庫県に
33店舗
当社加工センター等 生鮮加工センター他香川
県に1ヵ所
製造センター (株フレッシュデポ 香川県)
物流センター (株レックス 香川県)
そ の 他 当社レストラン店舗 ミケイラ香川県に1店舗
モーターボートの販売・保管業 (株高松マリー
ナー 香川県)

(6) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
小 売 事 業	452	△6
そ の 他	3	2
合 計	455	△4

(注) 上記従業員には、パートタイマーの人数は含まれておりません。なお、パートタイマーの期中平均人員 (1日8時間換算) は1,321名であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数 (名)		平均年齢	平均勤続年数
	当 期 末	前期末比増減		
男 子	311	△3	45歳5ヵ月	18年8ヵ月
女 子	83	2	40歳3ヵ月	13年8ヵ月
合計又は平均	394	△1	44歳4ヵ月	17年8ヵ月

(注) 上記従業員には、パートタイマーの人数は含まれておりません。なお、パートタイマーの期中平均人員 (1日8時間換算) は1,104名であります。

(7) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社百十四銀行	1,503
株式会社阿波銀行	996
株式会社中国銀行	808
株式会社伊予銀行	615
株式会社愛媛銀行	528
株式会社商工組合中央金庫	459

2. 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行済株式の総数 934,999株
(2) 株主数 1,487名
(3) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 イ ズ ミ	185,200	19.81
佐 竹 睦 子	92,500	9.90
マルヨシセンター取引先持株会	81,900	8.76
有 限 会 社 佐 竹 興 産	49,900	5.34
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	32,300	3.46
株 式 会 社 阿 波 銀 行	31,300	3.35
佐 竹 克 彦	26,400	2.82
マルヨシセンター従業員持株会	18,739	2.00
ロ ー ジ ー 美 佳	17,000	1.82
黒 田 真 由 美	11,400	1.22

(注) 持株比率は自己株式(185株)を控除して計算しております。

- (4) 事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐竹克彦	代表取締役会長 CEO	
加藤宏道	代表取締役社長 COO兼CFO 管理本部長	
伊藤雅久	取締役副社長 CMO兼CIO マーケティング本部長兼 経営戦略管掌	
田村勉	取締役 マーケティング本部副本部長	
大下秀樹	取締役	公認会計士大下秀樹事務所所長 税理士法人大下会計社員
大西敏広	常任監査役	
川東祥次	監査役	川東法律事務所所長
三宅康夫	監査役	

- (注) 1. 取締役の大下秀樹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の大下秀樹は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役の川東祥次及び三宅康夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役の川東祥次は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役の三宅康夫は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役の大下秀樹及び監査役の三宅康夫を株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。

② 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	113,258 (4,900)	108,258 (4,800)	5,000 (100)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	17,300 (7,400)	16,800 (7,200)	500 (200)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	130,558 (12,300)	125,058 (12,000)	5,500 (300)	— (—)	8 (3)

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役の報酬額

月額15,000千円以内（取締役8名以内）

決議日 1999年5月27日開催の第39期定時株主総会

当該株主総会終結時点の取締役 5名

・監査役の報酬額

月額3,000千円以内（監査役4名以内）

決議日 1993年5月28日開催の第33期定時株主総会

当該株主総会終結時点の監査役 2名

③ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する目的から、短期的な利益変動に連動させる体系ではなく、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬

当社取締役、監査役の基本報酬は、固定報酬と役員退職慰労金で構成する。

固定報酬は、月例で支払われ、株主総会の承認額の範囲内において、業界水準、当社の経営成績、従業員給与の水準を考慮し作成した役位別の報酬基準額を基に、その職責を勘案し決定することとする。

役員退職慰労金については、役位、役員在任年数に応じた当社「役員退職慰労金支給内規」に従い算出し、株主総会での承認を得たうえ、支給することとする。また、その支給は株主総会の決議後一定の時期までに行うものとする。

3. 取締役の個人別の基本報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の固定報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役 CEOがその具体的内容について委任をうけるものとする。

4. 監査役の個人別の報酬は、監査役の協議で決定する。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 CEO佐竹克彦に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役 CEOが適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の大下秀樹は、税理士法人大下会計の社員であります。当社は、同法人との間で税理士顧問契約を締結しております。

② 当期における主な活動状況等

1. 社外取締役

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大下秀樹	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実行度の高い監督等、十分な役割・責務を果たしております。

2. 社外監査役

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	川東祥次	当期開催の取締役会14回のうち全て、また、当期開催の監査役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	三宅康夫	当期開催の取締役会14回のうち全て、また、当期開催の監査役会14回のうち全てに出席し、発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 22,000千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,000千円
- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、そのほか会計監査人の職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守の方針に基づき、関連する社内規程等を整備し、コンプライアンス重視のための経営指針「コンプライアンス行動基準」を制定している。また、取締役及び執行役員は、自ら率先してこれらを遵守するとともに、使用人への周知徹底を図り、一層のコンプライアンス重視の企業風土を培う。
- ② 取締役の職務執行に係る内部統制については、監査役の監視機能の実効性向上に努め、使用人の業務執行の内部統制については監査室の監査業務の一環として行う。また、監査役と監査室は連携を緊密にする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章等については、法令及び当社の社内規程に基づき、適切に保存・管理し、取締役、監査役及び社内の権限に応じた者が、閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業等のリスクを適切に管理するためリスク管理規程を制定し、経営会議の下に「リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理の推進と経営が管理すべき“重要なリスク”の決定とリスクの発生に対処する体制作りを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回開催する定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。

- ② 業務執行のための意思決定をより機動的に行うために、毎週1回全社的な課題を討議する経営会議を開催するほか、特定の範囲の重要事項については開発会議等を会議規程に基づき開催して取締役会への付議事項を効率的に決定する。
 - ③ 執行役員制度を導入しており、取締役会の決議により使用人の中から執行役員を選任し、取締役会の意思決定の機動性を高めるとともに業務執行の効率化を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程に基づき、案件の重要度に応じ承認又は報告体制をとる。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の事業等のリスクを適切に管理するため、リスク管理規程を制定し親会社と合同の「リスク管理委員会」を設置し、リスクの発生に対処する体制作りを行う。
 - ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の職務権限規程を整備し意思決定を効率的に行うほか、当社グループ共通のイントラ環境を活かし、情報の共有に努める。
 - ④ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
親会社と同様の「コンプライアンス行動基準」を制定し、子会社の取締役は親会社のコンプライアンス委員会に出席する。また、親会社の通報制度に子会社も含める。

⑤ その他業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、その事業運営に対し、支援をするとともに経営全般に対する管理を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、その要請により監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査を補助する使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、またこの補助者の人事異動、人事考課、懲罰については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 監査役を補助すべき使用人への指示の実効性の確保に関する体制

監査役の要請により監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、監査役の指揮命令に従う旨社内規程を整備し、取締役、使用人に周知徹底する。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、業務執行に関してコンプライアンスに抵触する事実を知ったときには、直ちに監査役に報告することを義務付ける。
- ② 監査役はいつでも、稟議書や経営会議等各種会議の議事録及び資料を閲覧できるとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役に報告を求めることができる。

- (9) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が、監査役に報告したことによる不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告したことを理由とする不利益処分及びその他の不当な扱いを禁止するとともに、子会社にもその徹底を図る。

- (10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について支出する費用は、当該監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理をする。また、監査役の職務の執行により生ずる費用は、一定の予算措置を講ずる。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役の要請事項に対し、積極的に協力することを義務付けるとともに、監査役は必要に応じて、会計監査人、弁護士など各分野の専門家を活用できるものとする。

- (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の主な運用状況は、以下のとおりであります。

- ① 代表取締役会長、代表取締役社長、取締役副社長、取締役、常勤の監査役、監査室長のほか重要な事業部門のマネージャー等が出席して、「コンプライアンス委員会」を開催いたしました。当該委員会において、コンプライアンス行動基準の見直し、前事業年度に発生した事故内容及び処置の報告、行政調査に関する報告、法改正への対応等の報告等を行いました。また、内部通報制度による通報内容の報告も行いました。

- ② 取締役会は、当事業年度において14回開催され、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の業務執行状況等の監督を行いました。また、毎週月曜日には、当社取締役全員、子会社代表取締役社長及び常勤の監査役が出席して経営会議を開催しているほか、当社取締役、執行役員が出席しての業務執行会議を行い、経営方針、営業戦略、人事戦略等の重要事項について審議し、職務執行の効率性を確保しております。
- ③ 当社子会社につきましては、当社取締役が複数名子会社の取締役を兼務し、子会社の取締役会に出席するほか、100%子会社の代表取締役社長が出席する当社経営会議において、子会社の重要な案件について協議、承認を行っております。また、当社規程に基づき、経営戦略室が子会社の管理体制を整備し、統括しております。
- ④ 監査役会は、当事業年度において14回開催され、各監査役は、監査に関する重要な事項について協議、決議を行っております。
- また、常勤の監査役は、取締役会、経営会議のほか、経営戦略会議、コンプライアンス委員会などの重要会議への出席及び稟議書などの閲覧により、監査の実効性の確保を図っております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,442,348	流 動 負 債	7,718,607
現金及び預金	923,235	買掛金	3,528,527
売掛金	801,141	短期借入金	616,800
商 品	1,520,413	1年内償還予定の社債	88,000
そ の 他	197,558	1年内返済長期借入金	1,834,537
固 定 資 産	13,193,862	未払法人税等	145,002
有 形 固 定 資 産	10,807,590	賞与引当金	128,520
建物及び構築物	3,489,095	契 約 負 債	91,215
機械装置及び運搬具	258,777	そ の 他	1,286,004
器 具 備 品	287,682	固 定 負 債	5,383,646
土 地	6,610,981	社 債	115,000
リ ー ス 資 産	161,053	長 期 借 入 金	3,534,084
無 形 固 定 資 産	589,320	リ ー ス 債 務	141,975
投資その他の資産	1,796,951	退職給付に係る負債	1,134,935
投資有価証券	538,925	役員退職慰労引当金	68,108
繰延税金資産	452,823	資 産 除 去 債 務	119,957
差入保証金	770,591	そ の 他	269,586
そ の 他	67,331	負 債 合 計	13,102,254
貸倒引当金	△32,720	純 資 産 の 部	
繰延資産	747	株 主 資 本	3,112,824
社債発行費	747	資 本 金	1,077,998
資 産 合 計	16,636,958	資 本 剰 余 金	517,745
		利 益 剰 余 金	1,517,812
		自 己 株 式	△732
		その他の包括利益累計額	157,512
		その他有価証券評価差額金	193,741
		退職給付に係る調整累計額	△36,228
		非支配株主持分	264,365
		純 資 産 合 計	3,534,703
		負債及び純資産合計	16,636,958

連結損益計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	40,754,887
売上原価	31,331,476
その他営業収入	9,423,410
その他営業総収入	2,236,832
販売費及び一般管理費	11,660,243
営業外収益	11,320,583
営業外費用	339,660
受取利息及び配当金	11,247
受取利息及び保険料	3,809
受取利息及び証券受入益	4,883
未回収商品券売却益	4,473
繰上回収商品券売却益	5,903
その他営業外収益	6,702
営業外費用	8,552
支払利息	54,617
その他利益	6,664
特別利益	323,950
特別損失	227
固定資産売却益	2,329
固定資産除却損失	27,894
減損損失	4,617
投資有価証券売却損	983
損害賠償金	9,000
事業整理損	4,933
その他	3,254
税金等調整前当期純利益	275,822
法人税、住民税及び事業税	130,796
法人税等調整額	△13,965
当期純利益	158,992
非支配株主に帰属する当期純利益	27,688
親会社株主に帰属する当期純利益	131,304

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,077,998	517,745	1,414,553	△584	3,009,713
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△28,045		△28,045
親会社株主に帰属する当期純利益			131,304		131,304
自 己 株 式 の 取 得				△147	△147
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	103,259	△147	103,111
当 期 末 残 高	1,077,998	517,745	1,517,812	△732	3,112,824

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	15,512	△28,370	△12,858	236,030	3,232,885
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△28,045
親会社株主に帰属する当期純利益					131,304
自 己 株 式 の 取 得					△147
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	178,228	△7,857	170,370	28,335	198,706
連結会計年度中の変動額合計	178,228	△7,857	170,370	28,335	301,817
当 期 末 残 高	193,741	△36,228	157,512	264,365	3,534,703

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連 結 子 会 社 2 社 (株)フレッシュデポ、(株)レックス

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用関連会社 1 社 (株)高松マリーナー

持分法非適用関連会社は連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 … 期末日の市場価格等に基づく時価法

市場価格のない株式等 … (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

棚 卸 資 産 … 主として、売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 … 主として、定額法によっております。

(リース資産を除く)

無 形 固 定 資 産 … 定額法

(リース資産を除く)

リ ー ス 資 産 … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 … 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 … 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

役員退職慰労引当金… 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度の期末要支給額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、スーパーマーケットにおける商品の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる配送料収入、手数料収入、不動産賃貸収入などは、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

当社グループは、自社が設けるポイントプログラムに入会した顧客に付与するポイントについて、将来割安な価格で自社の商品等を引き渡す履行義務を負っており、当該ポイントが一定数に達した時点で発行されるお買物券が使用された時点で履行義務が充足されます。当該ポイント及びお買物券には有効期限があり、取引価格の履行義務への配分は、未使用の当該ポイント及びお買物券に係る将来の失効見込みを加味した上で、独立販売価格に基づき行っております。

6. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 … 社債の償還期間にわたり利息法により償却しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効

果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
有 形 固 定 資 産	10,807,590
無 形 固 定 資 産	589,320
減 損 損 失	4,617

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの店舗の出店には、固定資産への多額の投資が必要であり、当該固定資産への投資額の回収可能性を反映させるように減損損失を計上しております。

店舗ごとに資産のグルーピングを行い、店舗損益の悪化、店舗における主要な資産の市場価格の著しい下落などにより減損の兆候を把握し、減損の兆候がある店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候がある場合には、当該共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定は、資産グループごとの将来キャッシュ・フローの金額に基づき行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保提供資産及び対応債務

担 保 提 供 資 産

建 物 及 び 構 築 物 1,246,667千円

土 地 5,021,724千円

投 資 有 価 証 券 242,496千円

投 資 そ の 他 の 資 産 そ の 他 1,500千円

計 6,512,387千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	530,000千円
1年内返済長期借入金	1,109,710千円
長期借入金	2,012,031千円
固定負債その他	190,311千円
計	3,842,052千円

上記のほか、商品券の発行に関連し「資金決済に関する法律」に基づき、投資有価証券43,624千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,046,103千円

3. 保証債務

西淡まちつくり㈱の中小企業高度化資金借入に係る当社元取締役の兵庫県への連帯保証について再保証をしております。

当社 元代表取締役 佐竹 文彰 121,840千円

(注) 当社元代表取締役佐竹文彰は2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社が再保証を行います。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 934,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	28,045	30.0	2025年2月28日	2025年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月28日 定時株主総会	普通株式	28,044	30.0	2026年2月28日	2026年5月29日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、社債及び銀行等金

融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に商品券の供託目的の国債及び業務上の関係を有する企業の株式であります。これらの株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を取締役に報告しております。差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に基づく保証金の預託であり、差入先の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、2ヵ月以内の支払期日となっております。社債及び借入金は、年度資金と設備投資を目的とした資金で、返済期限は最長11年であります。このうち一部は、金利の変動リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券（※2）	523,245	523,245	-
(2) 差入保証金（※3）	741,591	607,902	△133,689
資 産 計	1,264,836	1,131,147	△133,689
(1) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	203,000	200,127	△2,872
(2) 長期借入金（1年内返済長期借入金を含む）	5,368,621	5,325,913	△42,707
負 債 計	5,571,621	5,526,041	△45,579

※1. 現金については現金であること及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が簿価に近似することから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	15,680

※3. 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年2月28日）

（単位：千円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	479,621	-	-	479,621
国 債	43,624	-	-	43,624
資 産 計	523,245	-	-	523,245

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年2月28日）

（単位：千円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
差 入 保 証 金	-	607,902	-	607,902
資 産 計	-	607,902	-	607,902
社 債	-	200,127	-	200,127
長 期 借 入 金	-	5,325,913	-	5,325,913
負 債 計	-	5,526,041	-	5,526,041

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は差入保証金の金額を当該貸借見込期間に見合った国債の利率

を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の支払見込額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、これらの残高には1年内に償還及び返済するものを含んでおります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年3月1日至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他（注3）	計
	小売事業		
商品の販売（売上高）	40,655,539	99,347	40,754,887
その他（注1）	2,114,684	-	2,114,684
顧客との契約から生じる収益	42,770,224	99,347	42,869,571
その他の収益（注2）	108,288	13,860	122,148
外部顧客への売上高	42,878,512	113,207	42,991,720

（注）1. 「その他」の主な内訳は、配送料収入等であります。

2. 「その他の収益」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等が含まれております。

3. 「その他」の主な内訳はレストラン、賃貸物件等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
契約負債	90,874	91,215

契約負債は、主に顧客との販売時に付与するポイント及び一定のポイントに達した際に発行されるお買物券に関するものであり、商品販売時に顧客がお買物券を使用した際に収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、69,025千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	3,498円38銭
2. 1株当たり当期純利益	140円46銭

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,116,038	流 動 負 債	7,431,314
現金及び預金	614,608	買掛金	3,540,634
売掛金	693,953	短期借入金	616,800
商品	1,478,667	1年内償還予定の社債	88,000
前払費用	83,251	1年内返済長期借入金	1,799,067
未収入金	90,783	リース債務	38,408
その他	154,773	未払金	633,901
固 定 資 産	12,719,478	未払費用	161,275
有 形 固 定 資 産	10,076,684	未払法人税等	128,237
建物	3,094,343	前受金	53,947
構築物	125,250	預り金	44,035
機械装置	114,064	賞与引当金	112,000
車両及び運搬具	539	契約負債	91,215
器具備品	271,689	その他	123,790
土地	6,309,743	固 定 負 債	5,542,107
リース資産	161,053	社債	115,000
無 形 固 定 資 産	588,064	長期借入金	3,791,567
借地権	234,676	リース債務	141,975
ソフトウェア	305,825	長期未払金	3,042
その他	47,561	退職給付引当金	1,047,521
投資その他の資産	2,054,730	役員退職慰労引当金	58,600
投資有価証券	518,882	資産除去債務	119,957
関係会社株式	320,933	預り保証金	264,444
出資金	1,640	負 債 合 計	12,973,422
長期前払費用	5,911	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	425,119	株主資本	2,666,031
差入保証金	766,267	資本金	1,077,998
その他	48,695	資本剰余金	514,827
貸倒引当金	△32,720	その他資本剰余金	514,827
繰延資産	747	利益剰余金	1,073,937
社債発行費	747	その他利益剰余金	1,073,937
資 産 合 計	15,836,264	繰越利益剰余金	1,073,937
		自己株式	△732
		評価・換算差額等	196,810
		その他有価証券評価差額金	196,810
		純 資 産 合 計	2,862,841
		負債及び純資産合計	15,836,264

損 益 計 算 書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		40,708,621
売 上 原 価		31,392,714
売 上 総 利 益		9,315,907
そ の 他 営 業 収 入		1,142,357
営 業 総 利 益		10,458,264
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,152,868
営 業 利 益		305,395
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,337	
受 取 保 険 金	3,714	
受 取 手 数 料	4,883	
未 回 収 商 品 券 受 入 益	4,473	
リ サ イ ク ル 材 売 却 益	4,155	
受 取 補 償 金	6,702	
そ の 他	4,769	40,036
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,101	
そ の 他	6,379	61,481
経 常 利 益		283,950
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,329	2,329
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,201	
減 損 損 失	4,617	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	173,119	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	983	184,922
税 引 前 当 期 純 利 益		101,357
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	108,331	
法 人 税 等 調 整 額	△15,791	92,539
当 期 純 利 益		8,817

株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		そ の 資 本 剰 余 金	他 本 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 上 り 金	繰 上 り 金 合 計			
当 期 首 残 高	1,077,998	514,827	514,827	1,093,164	1,093,164	△584	2,685,406	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△28,045	△28,045		△28,045	
当期純利益				8,817	8,817		8,817	
自己株式の取得						△147	△147	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△19,227	△19,227	△147	△19,375	
当 期 末 残 高	1,077,998	514,827	514,827	1,073,937	1,073,937	△732	2,666,031	

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	20,092	20,092	2,705,498
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△28,045
当期純利益			8,817
自己株式の取得			△147
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	176,718	176,718	176,718
事業年度中の変動額合計	176,718	176,718	157,343
当 期 末 残 高	196,810	196,810	2,862,841

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式… 期末日の市場価格等に基づく時価法

等以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式… 移動平均法による原価法

等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 売価還元法による原価法

ただし、加工センター及び飲食店の在庫商品については、最終仕入原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …… 定額法

(リース資産を除く)

無 形 固 定 資 産 …… 定額法

(リース資産を除く)

リ ー ス 資 産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 …… 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 … 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度の期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、スーパーマーケットにおける商品の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる配送料収入、手数料収入、不動産賃貸収入などは、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

当社は、自社が設けるポイントプログラムに入会した顧客に付与するポイントについて、将来割安な価格で自社の商品等を引き渡す履行義務を負っており、当該ポイントが一定数に達した時点で発行されるお買物券が使用された時点で履行義務が充足されます。当該ポイント及びお買物券には有効期限があり、取引価格の履行義務への配分は、未使用の当該ポイント及びお買物券に係る将来の失効見込みを加味した上で、独立販売価格に基づき行っております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費 … 社債の償還期間にわたり利息法により償却しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当 事 業 年 度
有 形 固 定 資 産	10,076,684
無 形 固 定 資 産	588,064
減 損 損 失	4,617

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の店舗の出店には、固定資産への多額の投資が必要であり、当該固定資産の投資額の回収可能性を反映させるように減損損失を計上しております。

店舗ごとに資産のグルーピングを行い、店舗損益の悪化、店舗における主要な資産の市場価格の著しい下落などにより減損の兆候を把握し、減損の兆候がある店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候がある場合には、当該共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定は、資産グループごとの将来キャッシュ・フローの金額に基づき行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保提供資産及び対応債務

担 保 提 供 資 産	
建 物	1,246,667千円
土 地	4,726,724千円
投 資 有 価 証 券	242,496千円
出 資 金	1,500千円
計	6,217,387千円
担保資産に対応する債務	
短 期 借 入 金	530,000千円
1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	1,104,168千円
長 期 借 入 金	2,012,031千円
預 り 保 証 金	190,311千円
計	3,836,510千円

上記のほか、商品券の発行に関連し「資金決済に関する法律」に基づき、投資有価証券43,624千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,658,618千円

3. 保証債務

西淡まちづくり(株)の中小企業高度化資金借入に係る当社元取締役の兵庫県への連帯保証について再保証をしております。

当社 元代表取締役 佐竹 文彰 121,840千円

(注) 当社元代表取締役佐竹文彰は2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社が再保証を行います。

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	140,104千円
長期金銭債権	100千円
短期金銭債務	1,527,849千円
長期金銭債務	490,311千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 10,838千円

そ の 他 営 業 収 入 111,602千円

仕 入 高 12,622,314千円

販売費及び一般管理費 234,794千円

営業取引以外の取引高 1,528千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 185株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	34,160千円
契約負債	27,820千円
未払事業税	13,502千円
有形固定資産	45,618千円
減損損失	548,988千円
資産除去債務	37,666千円
退職給付引当金	328,687千円
役員退職慰労引当金	18,400千円
関係会社株式評価損	60,011千円
その他の	31,395千円
小計	1,146,253千円
評価性引当額	△622,515千円
繰延税金資産合計	523,737千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	90,085千円
資産除去債務に係る除去費用	8,532千円
繰延税金負債合計	98,617千円
繰延税金資産の純額	425,119千円

(注) 2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税(法人税額から5百万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税)が課されることになりました。これに伴い、2027年3月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が変更されません。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. その他の関係会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 イズミ	被所有 直接 19.81	業務提携	商品仕入 建設協力金の返還	10,510,867 9,559	買掛金 預り保証金	1,340,293 190,311

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社 フレッシュデポ	所有 直接 100	当社商品の製造 役員の兼任	商品仕入 (注2)	2,111,447	買掛金	162,447
	株式会社 レックス	所有 直接 70	物流業務委託 役員の兼任	資金の借入 利息の支払 (注3)	100,000 1,095	長期借入金	300,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2. 商品仕入の条件は、商品特性を勘案し決定しております。
3. 資金の借入金利については、融資時の市場金利に基づき決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者 が議決権の 過半数を 所有してい る会社等	株式会社 南佐竹興産 (注3)	被所有 直接 5.34	保険料の支払 役員の兼任	保険料の支払	31,267	前払費用	3,708
役員及び その近親者	佐竹文彰 (注4)	—	当社 元代表取締役	保証債務の再保証	121,840	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
保険料の支払は、一般取引先と同様の条件で決定しております。
3. 当社代表取締役佐竹克彦及びその近親者が100%を直接保有する会社であります。
4. 当社元代表取締役佐竹文彰は、2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社が再保証を行います。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔重要な会計方針に関する注記〕 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	3,062円47銭
2. 1株当たり当期純利益	9円43銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月24日

株式会社マルヨシセンター

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	井	巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	充規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルヨシセンターの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルヨシセンター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月24日

株式会社マルヨシセンター

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	井	巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	充 規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルヨシセンターの2025年3月1日から2026年2月28日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月24日

株式会社マルヨシセンター 監査役会

常任監査役(常勤) 大 西 敏 広 ⑩

社外監査役 川 東 祥 次 ⑩

社外監査役 三 宅 康 夫 ⑩

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績動向および今後の経営環境を総合的に勘案して、安定した配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は28,044,420円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役三宅康夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
み やけ やす お 三宅康夫 (1956年11月17日生)	1979年4月 株式会社百十四銀行入行 2006年3月 同行加古川支店長 2013年4月 同行執行役員総務部長 2016年3月 同行退職 2016年4月 株式会社中央建物入社 2016年6月 同社代表取締役社長 2022年5月 当社社外監査役(現在)	0株
(社外監査役候補者とした理由) 三宅康夫氏は、総務関連の職務を歴任され、その分野での実務経験と会社法などの企業運営に関する法的知識を豊富に有しております。また、その見地から、中立的な立場で会社運営に関する専門的な意見や指摘をいただいております。このようなことから、今後も監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三宅康夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 三宅康夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 三宅康夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
5. 当社は、三宅康夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づき損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年7月に更新する予定であります。本議案において三宅康夫氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当

該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。

② 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(参考) 取締役および監査役のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認された場合の、現任の取締役および監査役を含めた各取締役および各監査役の専門性および経験は以下のとおりとなります。

氏名	当社における 地位および担当	社外	企業経営	財務・会計	マーケティ ング	ガバナンス・リスク マネジメント	デジタル テクノロジー	人事・ 人材開発	国際経験
佐竹 克彦	代表取締役会長 CEO		○		○	○			○
加藤 宏道	代表取締役社長 COO兼CFO		○	○	○	○			
伊藤 雅久	取締役副社長 CMO兼CIO		○		○	○	○		
田村 勉	取締役				○			○	
大下 秀樹	取締役	●	○	○		○			
大西 敏広	常任監査役				○	○		○	
川東 祥次	監査役	●	○			○			
三宅 康夫	監査役	●	○	○		○			

以 上

株主総会会場ご案内図

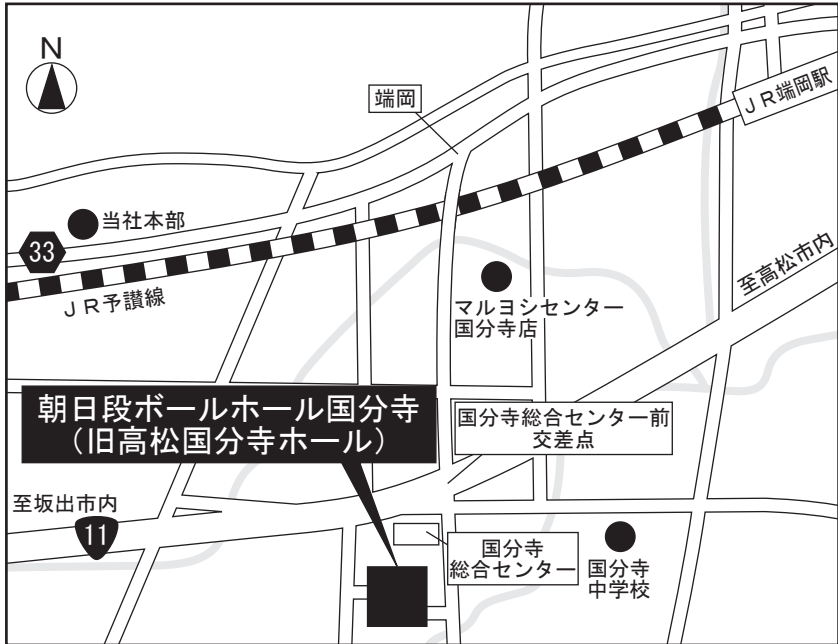
●会 場

香川県高松市国分寺町新名430番地

朝日段ボールホール国分寺（旧高松国分寺ホール）

（会場名が変更になっていますが、昨年と同じ場所です。）

電話（087）875－0162



●交通のご案内

- ※コミュニティバスご利用の場合 国分寺総合センター前バス停から徒歩2分
- ※電車ご利用の場合 JR予讃線「端岡駅」から徒歩18分
- ※お車ご利用の場合 国道11号線沿い国分寺総合センター前交差点を南へ約50m直進
駐車場：118台